

平成24年度第4回入札監視委員会議事概要

開催日時及び場所	平成25年3月13日(水) 海上保安庁会議室(11階)	
委員	委員長 平野 廣和 ; 中央大学総合政策学部教授 委員 杉本 洋文 ; 東海大学工学部教授 委員 伊藤 文夫 ; 弁護士	
抽出案件		<備考>
工事	1件	
(小計)一般競争	1件	
公募型及び工事希望型指名競争	-	
指名競争	-	
随意契約	0件	
建設コンサルタント業務等	4件	
物品又は役務等	7件	
合 計	12件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する海上保安庁の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

別 紙

委 員	海 上 保 安 庁
<p>1. 入札・契約手続の運用状況及び指名停止運用状況並びに入札結果等</p> <p>特になし</p>	
<p>2. 抽出事案の審議</p> <p><工事：一般競争契約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩松港鵜刺防波堤灯台改良改修工事ほか2件（第六管区） <p>一位代価をみると、全国平均単価を使用しているのは何故か。</p> <p>平成23年度以降、資材単価や賃金が高騰している現状があると思うが、その辺についてはどうか。</p>	<p>全国平均単価を使用しているのは、足場などの仮設材だけである。</p> <p>地方単価の掲載がないため、全国平均単価を採用している。</p> <p>この積算を行っている段階では、全体的に極端な資材高騰というのは感じなかったが、燃料は値上りしていると感じた。</p>
<p><コンサルタント；一般競争契約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩屋埼灯台災害復旧調査設計（第二管区） <p>崩落場所の地質についてはどのような調査をしたのか。</p> <p>この業者が適正であるという審査を行ったのか。</p> <p>設計業務等標準積算基準書で積算したとあるが、この基準書の中に、どういった場合には、どの歩掛を使うといった記載があるのか。</p>	<p>現場において、土の採取、コーン試験を行った。</p> <p>この会社には、測量士、一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士、一級管工事施工管理技士等がいることを確認している。</p> <p>はい、具体的に、こういう場合は何人工といった歩掛が記載してある。</p>

<コンサルタント；一般競争契約>

- ・ 平成24年度角島付近海洋調査資料整理作業（第七管区）
- ・ 日御碕南方海洋調査資料整理作業（第八管区）
- ・ 宇治群島、鷹島及び津倉瀬付近海洋調査資料整理作業（第十管区）

民間では測量データを取得する毎に外注にしている。

アナログ的な処理を行っているため、発注できないのではないのか。

本件は、デジタルデータを水深値に変換する外注作業だから、ノイズ除去作業について、解析ソフトを開発しないのか。

そのようなソフトは開発できないのか。

同じ会社が連続して落札したことはあるか。

データの総量が確定しなければ契約を行うことは難しいということが私たちの考えである。

一つの理由として、契約にあたってはデータの量に基づき予定価格を算出している。

単価契約によりデータ量に応じて処理できないかのご指摘があったが、単価契約を行うにしてもデータ総量がわからないという状況の中で単価契約は行えないと考える。

当庁だけではなく世界中の課題であり、研究が最も進んでいるのはアメリカの大学だが、なかなか難しいのが実状である。

ノイズ処理に関しては、人間の判断が必要となるため、残念ながら自動処理ができないのが現状である。

私の記憶している限りでは、同じ会社が連続して落札した例はない。

<p><物品；一般競争契約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上重力計2式買入 ・情報伝送監視装置1式ほか1点買入 ・深海用音波探査装置1式買入 <p>(本庁)</p> <p>深海用音波探査装置、海上重力計は名称からして特別な機器と理解できるが、入札を行う必要があるのか。</p> <p>入手した参考見積もりが安価であり、取り扱っている会社が他にないのであれば入札の必要は無いと思う。</p> <p>調達した特別な機器は、海外の製品だから、海外調達すべきではないのか。</p> <p>なぜ直接メーカーから見積もりをとらないのか。</p> <p>汎用性は無いのだから、時間と労力を使い入札を行う必要は無いと考えるがどうか。</p>	<p>本件に関しては以前からご指摘いただいているが、一般的な考えとして入札可能な業者が他にもいるかもしれないということを確認する意味も含め入札を行った。</p> <p>代理店のシステムを採用しているためである。</p> <p>国内代理店を通さないことにより、部品調達、修理等が困難となる。</p> <p>難しい問題と考えるが、調達物品の中で、随意契約で調達するものは限られている。</p> <p>特許及び守秘義務が発生するものに限られ、少しでも競争できる可能性があるとして一般競争で行う事となる。</p>
<p><役務；一般競争契約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・験潮記録資料デジタル化作業概要(本庁) <p>験潮記録資料をデジタル化すると何のメリットがあるのか。</p> <p>験潮記録資料を、アーカイブすると言っていたが、引っ張り出して使ったことはあるのか。</p> <p>験潮記録資料は、大事な資料なら、どのように保管されているか。</p>	<p>ずっと保存しやすいということである。紙だと、どんどん劣化する。</p> <p>過去の津波等の問い合わせがあった時、験潮記録資料を引き出して使った。</p> <p>サーバーのハードディスクで二重にバックアップをとっている。</p>

<p><役務；一般競争契約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上交通情報システム装置 1 式ほか 3 点製造（本庁） ・ 海上交通情報処理システム装置（備讃瀬戸）改修及び試験調整（第六管区） ・ 管制記録編集装置試験調整（第七管区） <p>今回契約した装置等は何年使用するのか。</p> <p>レーダーは特注品でもかまわないが、それを制御するコンピュータは汎用品である。</p> <p>二つの契約に分けられないのか。</p> <p>特注品と汎用品を分割すべきではないか。</p> <p>リースにすべき。</p> <p>リースならば更新の際に検討できるのでは。</p>	<p>通常は、10 年以上使用する。</p> <p>1つの装置を製造するためにも、試作品を作成し試験を行うことが必要だが、不具合があった場合は、それがソフトとハードのどちらに起因するものか検討する必要があり、ここから先はソフト、ここまではハードといった切り分けは出来ない。</p> <p>汎用品を組み合わせることもノウハウなので、それを含めてどこで切り分けるか考える必要がある。また、技術の潮目というものもあるのでそれも含めて検討していきたい。</p>
--	--

<p>審議の結果</p>
<p>概ね今回の入札に関しましては、公正にやられていると判断させていただきます。</p>

抽出案件に関する主な説明

抽出契約件名 : 「岩松港鵜刺防波堤灯台改良改修工事ほか2件」

抽出理由	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格を「A」とした理由。 	<p>本件は、平成24年9月予定価格の金額に対応する「C等級」に直近上位の「B等級」を含め幅広く公告し入札を行ったが、1者応札、不調となったことから、以下のような理由により「A等級」のみでの再公告を行ったものである。</p> <p>(B、C等級の参加業者が見込めない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初入札後、仕様書を配布したものの応札の無かった宇和島市内の2業者へ聞き取りを行ったところ、作業船舶が手配できないため施工困難との回答であったこと。 ・当該地区の船舶を使用する過去の工事入札において、他のB、C等級業者の参加実績がなかったこと。 <p>なお、再度公告を行っても応札者が無かった場合は、発注方法を見直し、全ての等級資格で再々公告を実施する予定であった。</p>

その他	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の算定の考え方 	<p>予定価格の算定にあたっては、公表されている平成23年度公共建築工事積算基準、平成23年度港湾土木請負積算基準、平成24年度公共工事設計労務単価及び積算参考図書を参考とするとともに、資材等については、見積書を徴取し参考とした。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場調査の状況 	<p>市販されている建設物価、積算資料等の積算参考図書に掲載されていない物品等の価格については、3者から見積書を徴取した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性を確保するための方策 	<p>競争性の確保のため、入札公告を掲示板に掲示に併せ、第六管区海上保安本部ホームページにも入札公告を掲載した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の対応 	<p>今後、再度公告を行う場合は、参加業者を確保するため、当初のランクも含め、拡大した等級で実施することを検討する。</p>

抽出案件に関する主な説明

抽出契約件名： 「塩屋埼灯台災害復旧調査設計」

抽出理由	説明
・落札率が20.18%の理由。	本調査設計案件は、予定価格の調査基準価格を下回ったことから、「低入札価格調査」を実施したところ、仕様内容の漏れは無いものの、再委託する業務以外の労務単価は公表労務単価の4割程度と著しく低く、また経費は直接人件費の21.4%と公表積算基準経費の1/6程度しか計上していないものであった。このため、落札業者に業務内容の把握および経費、労務単価等に誤りがないか聞き取りを行ったところ、二管区への入札参加は初めてであるが、現地の確認も行っており、今後の東北地区での事業拡大に向けて実績を積むために確実に受注したかったことから今回に限り諸経費の計上を抑えて積算しており、誤りは無く実施可能との回答であった。
・品質は保たれているのか	設計作業は、監督職員と連絡を密にし、不明な点については、請負業者の説明を受けることにより、品質を確保するようにした。 また、本件契約後に、本庁から「外部照査技術者により再確認を行い、品質の保持を行う」旨の指針が示されたため、本業務の工事発注の際には、照査確認を含め、適切な工法となっているか、協議を重ねながら事業を進めていく計画としている。
・入札金額に70倍近い差がある理由。(仕様書の信頼度についても)	高額で入札した業者に仕様内容及び積算について確認したところ、「履行場所が海側に面した場所の案件は初めてであることから当社としては、慎重に積算した結果、当該入札金額になったものです。」との回答を得た。

その他	説明
・ 予定価格の算定の考え方	予定価格の算定にあたっては、市販されている「設計業務等標準積算基準書」(平成23年度版・国土交通省大臣官房技術調査課監修)、平成24年度公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価を参考とした。 また、資機材等については、建設物価、積算資料の最新版を参考とし、未掲載のものについては見積書を徴取し参考とした。
・ 市場調査の状況	参考見積りを徴取し、参考とした。
・ 競争性を確保するための方策	本契約は、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について」に基づく入札参加資格は「建設コンサルタント業」のA等級であるが、より競争性を確保するため、直近下位のB等級を含めたA又はB等級と拡大した。 また、競争性の確保のため、入札公告を掲示板に掲示に併せ、第二管区海上保安本部ホームページにも入札公告を掲載した。
・ 今後の対応	東日本震災復興工事及び設計業務などが多数発注されており、資材不足又は人材不足等により不調となるケースが多数発生している状況であるが、国、地方公共団体、民間等の発注状況の情報収集を行い、効率的な発注に努める。

抽出案件に関する主な説明

抽出契約件名 : 「平成24年度角島付近海洋調査資料整理作業」(第七管区)
「日御碕南方海洋調査資料整理作業」(第八管区)
「宇治群島、鷹島及び津倉瀬付近海洋調査資料整理作業」(第十管区)

抽出理由	説明
<p>・同様の業務だと思われるが、落札率が77～98%となっている理由。</p>	<p>落札率は、契約の早いものから 77.1%、89.7%、98.3%となっているが、落札率に開きがある理由については、明確には判らない。</p>
<p>・管区を越えての一括発注や共通仕様書作り等はできないのか。</p>	<p>これまでの入札監視委員会の審議結果を受け、一括発注等について対応及び検討した結果は以下のとおり。</p> <p>・七管区では、24年度の資料整理作業を一括発注できるよう年度当初より調査計画を調整し、管区内の作業の一括発注を実施した。</p> <p>・管区を越えての一括発注について検討するため、今年度の複数管区分を取りまとめたデータで業者に問い合わせを行ってみたが、「まとめた莫大なデータでは、10月に契約し年度内の納期では対応できない。」 仮に翌年度1年をかけて作業を想定した質問でも、「データが莫大で対応できない」「成果の質を維持することが難しい」と回答があった。</p> <p>・測量したデータには海図未記載の浅所が含まれている可能性があり、安全を確保する必要から早急に処理を行い、浅所等について水路通報等により安全を担保するため、処理期間が長くなりすぎる形態での一括発注を行うことは難しい。</p> <p>・作業は、共通仕様書に基づき整理作業を実施している。管区ごとに使用する調査機器の違いや、現場作業での条件の違いから、一律にできないものについては特記仕様書を作成し対応している。</p>
その他	説明
<p>・ 予定価格の算定の考え方</p>	<p>工数については当庁実績による各工程の数量基準(人日)より積算した。労務単価については平成24年度設計業務委託等技術者単価を参照し、使用する消耗品等については複数者から別途参考見積書を徴取し算定した。</p> <p>なお、第七管区については当庁積算価格より業者参考見積価格のほうが安価であったため見積価格を採用している。</p>
<p>・ 市場調査の状況</p>	<p>入札参加希望者から参考見積書を徴取し、当庁の積算との比較を行った。</p> <p style="text-align: center;">＜参考見積書徴取業者数＞</p> <p style="text-align: center;">第七管区 10者 第八管区 7者 第十管区 5者</p>
<p>・ 競争性を確保するための方策</p>	<p>本契約は、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について」に基づく「測量」における入札参加資格はA等級となるが、直近下位のB等級を含め「測量」のA又はB等級を入札参加資格条件とすることにより、より競争性を確保することとした。</p> <p>また、入札公告を庁舎掲示板やホームページに掲載し、周知に努めた。</p>
<p>・ 今後の対応</p>	<p>管区をまたぐような膨大なデータ量の資料整理作業の一括契約については困難であると思料するが、今後の市場での調査を含め、どれほどのデータ量、実施海域が効率的な契約となるか検討することとしたい。</p>

抽出案件に関する主な説明

抽出契約件名 : 「深海用音波探査装置1式買入」(本庁)
 「海上重力計2式買入」(本庁)
 「情報伝送監視装置1式ほか1点買入」(本庁)

抽出理由	説明
・1者応札時は100%に近く、複数者の時は70%程度であるが入札を行う必要があるか。	「深海用音波探査装置」、「海上重力計」については、特殊な物品であり、海洋観測機器を扱っている複数業者に聞き取り調査を行ったところ、仕様を満たした製品を納入できる業者を見つけることができなかったが、一般競争入札することにより、当庁の把握していない業者が参入することも否定できないことから、競争性を確保するため入札を実施した。より多くの入札参加業者を見込むためにも入札は必要であると思われる。
・参考見積りを徴取して予定価格を算定していると思うがこれでいいのか。	今回の予定価格については、入手した参考見積りと、当庁の過去の契約実績及び他機関の契約実績と比較検討し、付帯工事費、労務費については、平成24年度公共工事設計労務単価等により算定し、旅費についても、「国家公務員等の旅費に関する法律」に基づき算定して、その結果、業者の参考見積りがより安価であったことからその金額を採用している。適切な予定価格を算定するためには参考見積りの徴取は比較検討材料として必要であると思料する。

その他	説明
・ 予定価格の算定の考え方	予定価格の算定には、見積書の他に、当庁の過去実績、他機関の契約金額により、中身を比較検討し、付帯工事費、労務費については、平成24年度公共工事設計労務単価等により算定し、旅費についても、「国家公務員等の旅費に関する法律」に基づき算定して、その結果、業者の参考見積りが、より安価であったことからその金額を採用した。
・ 市場調査の状況	複数者に機器等の販売取り扱い状況を聴取し、可能であれば見積書の作成を依頼し、併せてインターネットで国内・海外の販売取り扱い業者の調査をした。
・ 競争性を確保するための方策	競争性確保のため、入札公告を掲示板掲示、官報掲載し、海上保安庁のホームページにも掲載して、広く応札者を募っている。また、併せて、入札参加資格も拡大した。
・ 今後の対応	今後も、適正な予定価格について検討し、また、可能な限りより多くの入札参加業者を確保すべく、更なる市場の動向調査を実施、納期を長くするなど入札環境の整備に努めることとする。

抽出案件に関する主な説明

抽出契約件名 : 「験潮記録資料デジタル化作業」(本庁)

抽出理由	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が12.66%と大変低いがどのような根拠で予定価格を算出したのか。 	<p>本作業は幅約38cm長さ15～20mの験潮記録紙から1日分(約38cm×52cm)毎デジタル化(スキャン)を行う作業である。公表されている2012年物価資料より積算を行った。また、デジタル化作業で実績のあった業者及び任意に検索した業者3社から参考見積書を取得したところ約1,151万円～1,428万円(税込)であり、いずれも積算価格より安価であったことから、最安価であった参考見積書価格を予定価格として採用した。仕様内容では仕様機器の特定はしていないが、参考見積り業者に確認したところ使用機器は想定していたフラットベッドスキャナを使用しての作業であった。入札公告後仕様内容確認のあった業者に対しても想定以外の使用機器を使用する旨の回答はなかった。入札後、最低価格入札をした業者に作業内容を確認したところ、想定外の高解像度デジタルカメラを使用した手法であることが判明した。この手法により、当庁の想定していた手法の約6分の1の作業時間で作業が終了することから大変低い落札率となった。</p>

その他	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の算定の考え方 	<p>予定価格の算定にあつては、公表されている2012年物価資料の算定方法を参考に積算した後、デジタル化を主な業務としている業者3社から参考見積書を徴取し、積算価格と参考見積書価格を比較し、安価であった業者による参考見積書価格により予定価格内訳書を作成した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場調査の状況 	<p>デジタル化作業において海洋情報部と実績のある業者の他、デジタル化を主な業務とする業者をホームページから任意に検索した業者の計3社から参考見積書を徴取した。また、入札公告後、仕様内容の確認があった4社に対しても、想定以外の手法により作業を実施する旨の回答はなかった。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性を確保するための方策 	<p>競争性を確保するため、本仕様内容において使用機器を限定することはせず入札公告を掲示し、併せて海上保安庁本庁のホームページに入札公告を掲載し広く応札者を募った。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の対応 	<p>今後、類似のスキャン作業においては、今回の方式も想定し、徹底した市場調査を実施することとする。</p>

抽出案件に関する主な説明

抽出契約件名 : 「海上交通情報処理システム装置1式ほか3点製造」(本庁)
「海上交通情報処理システム装置(備讃瀬戸)改修及び試験調整」(第六管区)
「管制記録編集装置試験調整」(第七管区)

抽出理由	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・応札している物件は、ほとんどが単独であるが、この種の物は特注品なのだろうか。汎用品への移行は困難なのだろうか。 	<p>海上交通情報処理システム装置等は、世界でも有数の海上交通がふくそうする海域を管理する海上交通センターのための専用基幹システムである。その取り扱う情報はレーダー、AIS(船舶自動識別装置)及びITVからのリアルタイム情報、当庁で独自に収集した船舶登録情報及び航路の通航ルール、気象海象など海域固有の航行環境の情報といった膨大な情報の処理を一元的に行うものであり、特注品とならざるをえない。よって、今後も汎用品への移行は難しいものと思われる。</p> <p>海上交通センター設置当初に納入を行った業者は当該システムの技術、アルゴリズム等のノウハウを有していることから、他者に比べて有利であることは否めず、結果として1者が受注することとなっている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・(第六管区)1回目不調で2回目は30%も価格を下げているのはなぜか。 	<p>1回目の入札額は、施工上必要とされる業者の希望金額であり、2回目は、請負業者で過去に施工した同様の改修及び試験調整から、海上交通情報システム、装置機能、ソフトウェア等内部仕様に熟知し、ノウハウを習得していること及び契約実績を考慮した結果、落札金額を下げるのが可能となり、2回目の入札額となったものと思料される。</p>

その他	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の算定の考え方 	<p>予定価格の算出にあたっては、入札参加業者からの参考見積を徴取し参考としている。材料のうち一般汎用品については市場調査を行いその最低価格を採用した上で、海上保安庁電気・通信機器等製造積算基準及び同運用要領並びに平成24年度電気・通信機器製造業労務単価等に基づき算定している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場調査の状況 	<p>本装置は一定の技術力を有する通信機器メーカーであれば製造可能な機器であることから、メーカー複数者に対し、入札参加意思の有無、仕様上の参入障壁の有無を調査した。メーカーからは仕様上の参入障壁はないものの、経営判断により入札参加を見合わせる旨の回答があった。</p> <p>試験調整については入札参加業者1者から参考見積書を徴取するとともに、派遣経費等は旅費法に基づく鉄道料金等を参考とした。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性を確保するための方策 	<p>本装置については、調達しようとする時点であらかじめ仕様書案について意見招請を行い、広く仕様に対する意見を募集したうえで調達手続を行っている。さらに、公告時には、広く入札への参加を求めるために、庁舎掲示板への掲示に併せ、ホームページにも掲載し、入札参加資格を拡大している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の対応 	<p>より多くの入札参加者を確保するため、新規品の仕様書はもとより、仕様書の大幅な変更を行った場合にもメーカーに対し意見招請を行い、広く仕様に対する意見を求めるとともに、設計・開発の期間の確保も考慮し、早期発注に努める。</p>